鋼船規則

L 編　**艤装品**

2007 年　第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日　規則 第 3 号
2006 年 11 月 17 日　技術委員会 審議
2006 年 12 月 19 日　理事会 承認
2007 年 1 月 24 日　国土交通大臣 認可

2007年2月1日　　規則第3号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

L編　艤装品

2章　アンカー

2.1　アンカー

2.1.3　材料

-2.を次のように改める。

-2.　超高把駐力アンカーに用いる鋳鋼品は，本体に付着して鋳造した供試材から，**K編2章**に規定するVノッチ衝撃試験片を1組（3個）採取し，衝撃試験を行わなければならない。衝撃試験の試験温度は0℃とし，最小平均吸収エネルギー値は27*J*未満であってはならない。この場合，1組の試験片のうち2個以上の試験片の吸収エネルギーの値が27*J*未満の場合又はいずれか1個の試験片の値が19*J*未満の場合は，不合格とする。

附　則

1.　この規則は，2007年2月1日(以下，「施行日」という。)から施行する。
2.　施行日前に検査の申込みがあった試験にあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

L編　艤装品

2007 年　第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日　　達　第 4 号
2006 年 11 月 17 日　技術委員会 審議

要
領

2007 年 2 月 1 日　　達 第 4 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

L 編　艤装品

改正その 1

L2　アンカー

L2.1 アンカー

L2.1.9　落下試験及びつち打試験

-1.中，(1)を次のように改める。

(1)　本会検査員が任意に選んだ箇所（例えば，アームの根元，シャンク，ヘッドピン受け等）の超音波探傷試験

附　則（改正その 1）

1.　この達は，2007 年 2 月 1 日(以下，「施行日」という。)から施行する。
2.　施行日前に検査の申込みがあった試験にあっては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

改正その 2

L5　繊維ロープ

L5.1 繊維ロープ

L5.1.3 として次の 1 条を加える。

L5.1.3　製造法

合成繊維ロープ製造者が，合成繊維ロープの製造法承認試験の一部として**「船用材料・機器等の承認及び認定要領」第 2 編 4 章**に定める試験を実施し，それに合格した場合は当該原糸を使用して差し支えない。

附　則（改正その 2）

1.　この達は，2007 年 2 月 1 日から施行する。